

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について(公正取引委員会)

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	(財)公正取引協会	雑誌「公正取引」年間定期購読	公正取引委員会事務局官房総務課 会計調整官 吉武三男 東京都千代田区霞が関1-1-1	平成17年4月1日	10,387,788円	雑誌「公正取引」は、競争政策に関する資料、論文等を中心に掲載している専門的な雑誌であり、当委員会にとっては同誌の購読等は業務上必要不可欠なものである。このような刊行物については刊行者が他に存在しないため随意契約としたものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (平成19年度に一般競争入札に移行)	
2	(財)公正取引協会	独占禁止法等講習会に関する委託事業契約	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関1-1-1	平成17年7月6日	3,678,589円	本件事業は、主に中小事業者を対象とした独占禁止法等の講習会の開催を委託するもので、委託する内容は、テキストの作成、講師の選定、講習会における個別の独占禁止法上の相談への対応を含む講習会実施に係る全ての業務である。講習会の内容は受講者からのニーズに配慮し、実務に直結したものとすることから、テキストも実務に即したものを作成し、事業者からの個別相談にも対応できるように講師も実務の知識を有する者を選定する必要がある。 受託者である公正取引協会は、独占禁止法等の普及啓発に関し長年の実績と講習効果を高めるノウハウを持っており、実務にも精通したスタッフを有している。上記のような本件事業の実施に当たっては要件を満たし、同協会に代わり得る事業者は認められなかったところ、同協会と随意契約したものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (平成19年度に一般競争入札に移行)	
3	(財)公正取引協会	平成17年度「下請取引改善研修会」に係る委託契約	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関1-1-1	平成17年10月21日	3,089,938円	下請法は独占禁止法の「不正な取引方法」に係る規制の補完法であるため、本研修会の実施に当たっては下請法のほか独占禁止法にも精通していることが必要であるところ、公正取引協会は、独占禁止法、下請法等の専門研究機関であることから、両法に関する法的知識が十分にあり、下請法の普及啓発に関して長年の実績と研修効果を高めるノウハウを蓄積している。 以上のような法的知識の有無、普及啓発に係るノウハウ等を総合的に勘案すれば、公正取引協会に本研修会の実施を委託することが適切であり、かつ、その必要性がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行したものの (平成18年度中に一般競争入札に移行)	
4	(財)公正取引協会	競争政策関係論文等インデックス作成業務委託	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関1-1-1	平成18年1月10日	2,515,260円	本業務により収集・編成される論文等は、時宜を得たもの、公取委の政策ニーズを踏まえたもの、そして(例えばある産業や考え方に偏りがないもの、である必要がある。そのため、本業務を行う機関は、特定の産業等から独立した機関であり、また、独占禁止法そして競争政策の知識を豊富に有している機関である必要がある。 この点、公正取引協会は、公益法人(財団法人)であり、昭和25年以降、独占禁止法や関係経済法令の調査、研究、普及を目的として設立している独占禁止法の専門研究機関であり、本業務を行う機関として適している。また、そのような機関は他に存在しないことから、本業務を公正取引協会との随意契約としているものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行したものの (平成18年度中に一般競争入札に移行)	
5	(社)全国公正取引協議会連合会	公正競争規約遵守状況実態調査、公正取引協議会の会員に対する研修業務及び公正競争規約の啓蒙・普及業務の委託契約	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関1-1-1	平成17年7月6日	10,439,754円	各協議会の規約遵守状況の実態(規約に参加していない事業者の表示の実態を含む)。を調査するための試行検査会を運営するに当たっては、当該規約内容に精通しているのみではなく、実際に公正競争規約を運営している各協議会でなければ、違反を発見し際の業者指導は実施できない。各協議会会員に対する研修、プラットフォーム等の作成についても当該協議会運営の規約そのものを運用しているものでなければ研修の実施及びプラットフォームの作成は不可能である。また、全規約を網羅した加除式規約集の作成については、各協議会における規約及び施行規則等の変更内容を知り得る者は規約運営している各協議会のみであり、全協議会を統括する者でなければそのすべてを把握できない。 これらに該当するのは、社団法人全国公正取引協議会連合会のみであり、他に委託する先は存在しないものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (平成19年度に一般競争入札に移行)	

件数	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
6	(社)全国公正取引協議会連合会	公正競争規約設定支援及び適正表示推進業務の委託契約	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関 1-1-1	平成17年7月7日	4,801,107円	景品表示法は、公正取引委員会と都道府県知事による法執行(同法違反に対する排除命令と指示)とともに、業界自らが自主的に法違反を防止し、適正な消費者取引を実現するための仕組みとして公正競争規約制度を設けており、公正競争規約が設定されていない業種において公正競争規約を設定して、景品表示法違反を未然に防止し、消費者取引の適正化を図ることは、景品表示法の遵守を推進することとなり、さらに、これに加えて、事業者にとっても適正な表示や景品提供のための指針となるだけでなく、消費者にとっても正しい商品知識や適正な商品選択をするためのガイドとなるものである。 本件委託業務を受託する者は、公正競争規約が設定されていない分野及び一般の消費者の関心が高い業種等について、表示の実態や消費者のニーズ等を探りながら、業界による公正競争規約の設定に向けた自主的な活動を支援するものであることから、景品表示法及び公正競争規約制度を理解し、既に制定・運用されている個々の公正競争規約の内容及び各公正取引協議会の活動を十分に把握した上で、こうした知識と経験に基づいて、新たに公正競争規約を設定しようとしている業界を適切に支援できる者でなければならぬ。 これらに該当するのは、社団法人全国公正取引協議会のみであり、他に委託する先は存在しないものである。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの (平成19年度に一般競争入札に移行)	
7	(社)全国公正取引協議会連合会	公正競争規約制度等の啓蒙・普及業務の委託契約	公正取引委員会事務局官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関 1-1-1	平成17年9月12日	8,841,000円	公正競争規約制度の意義、概要などについて理解しやすいパンフレットを作成するとともに、インターネットホームページの内容の拡充、更新を通して規約制度を広く普及させるためには、景品表示法及び公正競争規約制度を理解し、個々の公正競争規約の内容及び公正取引協議会の活動に精通しているものが行う必要がある。 これらに該当するのは、各公正競争規約の運営団体である公正取引協議会を統括する社団法人全国公正取引協議会連合会のみであり、他に委託する先は存在しないものである。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地あり	一般競争入札等に移行したもの (平成18年度中に一般競争入札に移行)	
8	東日本電信電話㈱	電話回線利用及び通話等	公正取引委員会事務局 官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関 1-1-1		9,181,773円	電話回線等について、当委員会が必要とする役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	長期継続契約。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
9	西日本電信電話㈱	電話回線利用及び通話等	公正取引委員会事務局 官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関 1-1-1		1,575,639円	電話回線等について、当委員会が必要とする役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	長期継続契約。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
10	日本郵政公社	料金後納及び別納郵便等	公正取引委員会事務局 官房総務課 会計室長 吉武三男 東京都千代田区霞が関 1-1-1		42,294,993円	一般書便役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	郵便約款による。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
11	日本郵政公社	料金後納及び別納郵便等	公正取引委員会事務局 中部事務所長 小畑徳彦 名古屋市中区三の丸 2-5-1		2,161,563円	一般書便役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	郵便約款による。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
12	日本郵政公社	料金後納及び別納郵便等	公正取引委員会事務局 近畿中国四国事務所長 細田孝一 大阪市中央区大手前 4-1-76		3,451,420円	一般書便役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	郵便約款による。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
13	日本郵政公社	料金後納及び別納郵便等	公正取引委員会事務局 九州事務所長 相馬 哲夫 福岡市博多区博多駅東2-10-7		1,157,534円	一般書便役務を行える事業者が他にいないため (会計法第29条の3第4項)	その他	(随意契約によらざるを得ない)	郵便約款による。 契約金額欄には、年間の支払金額の合計を記載している。
13	5				103,576,358円				

(備考)

- 各省庁が平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び公益法人並びに特定民間法人との間で締結したのものについて記載すること(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3ヵ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)
- 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること
- 緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類すること
- 講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類すること(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「-」とする。)
- 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更しない範囲で変更・調整を行うことができる。